導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

留寿都村の人口は、外国人の転出入により短い周期で増減する傾向があるが、概ね1,900人前後であり、1990年代後半から減少傾向にある。人口構造を年齢３区分別人口で見ると、概ね年少人口（15歳未満）が12%程度、老年人口（65歳以上）が25%程度で少子高齢化が進行しており、生産年齢人口（15歳以上64歳未満）の減少は、今後も進むものと推計される。

こうした人口構造のもと域内の産業構造について見ると、留寿都村は農業が基幹産業であり、道内でも高い所得水準を保っているが、そのほとんどが家族経営であり、近年進められてきた経営規模の拡大による経営効率化の限界が見え始めている。このためより効率性の高い農業機械等の導入による生産性の向上が課題となっている。

商工業についてもほとんどが中小零細企業であり、車社会の進展などに伴う商圏の拡大、消費者ニーズの多様化により、都市部への購買力の流出が続いているため、経営環境は厳しさを増している。このため、主力産業である農業や観光と連携した新規分野の開拓など新たな取り組みが求められているところであるが、設備の老朽化により新規分野への進出に二の足を踏む事業者も多く、より生産性の高い設備への更新が課題となっている。

観光を主力とするサービス業については、大規模リゾート施設の立地と外国人観光客の増加により成長の可能性が高い産業となっているが、中小企業者にとっては、インターネットの普及に対応した顧客の獲得や外国人観光客への対応が課題となっており、こうした課題に対応した先端的な設備の導入が必要となっている。

以上のことから、いずれの産業も域内の事業者の多くが中小企業者であり、少子高齢化や生産年齢人口の減少が進む中、共通の課題として、設備の導入・更新による生産性の向上があげられるところである。

（２）目標

留寿都村としては、税制面等から中小企業者を支援することで、先端的な設備の導入や老朽化した設備の更新を促し、加速化させることで、中小企業者の経営基盤の強化・成長を促し、もって域内の産業の活性化を図ることとする。

このため、実現するための目標として、中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、計画期間中に５件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

留寿都村は、いずれの産業においても生産性の高い設備への更新が課題となっていることから、様々なケースに対応すべく、本計画において対象とする先端設備等は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

留寿都村は、地域内全体に中小企業が存在しており、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、留寿都村全域とする。

（２）対象業種・事業

留寿都村内の各産業における中小企業の労働生産性の向上を目指すことから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、ＩＴ導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率３％以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

令和７年６月 12 日～令和９年６月 11 日までの２年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間又は５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

（１）人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

（２）公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。